

第 4 8 号議案

令和元年度亀岡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和元年度亀岡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分を下記のとおり行うため、議会の議決を求める。

令和 2 年 8 月 31 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

記

令和元年度亀岡市水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当年度末残高	8,386,798,082	607,586,548	133,873,379
議会の議決による処分額	133,873,379	0	△133,873,379
資本金への組入れ	133,873,379	0	△133,873,379
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第 7 条による処分額	0	0	0
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第 8 条による処分額	0	0	0
処分後残高	8,520,671,461	607,586,548	(繰越利益剰余金) 0

令和元年度亀岡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和元年度亀岡市水道事業会計未処分利益剰余金133,873,379円の全額を資本金に組み入れること。

令和元年度亀岡市水道事業剰余金処分計算書 (単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	8,386,798,082	607,586,548	133,873,379
議会の議決による処分数額	133,873,379	0	△133,873,379
資本金への組入れ	133,873,379	0	△133,873,379
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第7条による処分数額	0	0	0
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第8条による処分数額	0	0	0
処分後残高	8,520,671,461	607,586,548	(繰越利益剰余金) 0